

【発行】平成30年3月22日 宮城県地域包括ケア推進協議会
【事務局】宮城県保健福祉部長寿社会政策課

INDEX

- ★「みやぎケアフェスタ2017」開催について
- ★経営セミナーの開催について
- ★介護支援専門員（ケアマネジャー）の登録消滅要件の見直しについて
- ★会議開催報告

▶「みやぎケアフェスタ2017」の開催について

11月11日土曜日、宮城県庁において、「みやぎケアフェスタ2017」を開催しました。地域包括ケアシステムの推進のため、各専門職の魅力の発信、認知症への理解、地域での支え合いと介護予防の重要性など、多数のステージやブースを揃えたイベントでした。当日は、強風で天候が心配されましたが、たくさんの方に足を運んでいただきました。全体の運営にあたっては、介護人材確保専門委員会（宮城県介護人材確保協議会）をはじめ、多くの構成団体の皆さんに御協力いただきました。

宮城県地域包括ケア推進協議会の渡辺幹事長（宮城県保健福祉部長）から開会挨拶をいただき、イベントはスタート。



各種相談・体力測定、介護食の展示などのブースでは、多くの方が立ち寄っていただきました。



(健康相談)



(介護食の展示コーナー)

このほか、映画「ケアニン」の上映や認知症劇、地域支え合いのシンポジウムなどを催し、理解を深めていただきました。

また、理学療法士で落語家の日向亭葵さんによる「エアリハ落語」では、客席も一緒に体を動かし、笑いの中で介護予防の大切さを伝えていただきました。



(シンポジウム)



(エアリハ落語)

福祉用具や介護ロボット機器などの展示・実演にも、多くの方が興味を示し、説明を聞いていました。



(介護ロボット等機器の展示)

▶経営セミナーの開催について

将来の介護人材不足に対応するため、平成29年10月18日に、日本有数の先進的モデルである介護施設のトップを講師に迎え、県内の介護施設の経営者・管理者等を対象とした「未来の介護を考えるシンポジウム」を仙台市内で開催しました。

【基調講演】

社会福祉法人合掌苑（東京都町田市）の森理事長より講演をいただきました。

合掌苑は、介護職の正職員の平均年収400万円を達成している他、手厚い福利厚生制度を導入し、また入職1年未満の離職者がほぼ皆無であるなど、他の介護事業所の模範となる取組を行っている法人です。

合掌苑の取組として、①職員の採用・定着のための工夫、②充実した福利厚生制度の導入、③パワーアシスト機器による腰痛予防、④インカムによる職員間の情報共有 など、介護機器の積極的な導入により、働きやすい職場環境づくりを実現している事例を紹介していただきました。

森理事長からは、「介護とは人間性の仕事」であることや、事業所を船に例え「船にお客さんとして乗るのではなく、乗組員として乗ることの重要性」など、新たな視点からのお話を頂き、参加者も興味深く講演に聞き入っていました。



【パネルディスカッション】

パネリストとして、森理事長の他、介護人材確保専門委員会（宮城県介護人材確保協議会）の構成員である宮城県老人福祉施設協議会の黒田会長、仙台市老人福祉施設協議会の庄子会長、（一社）宮城県介護福祉士会の雫石会長に登壇いた

だいたほか、宮城県介護人材確保協議会長である東北福祉大学の高橋教授に座長をつとめて頂きました。

パネルディスカッションでは、各団体より人材確保の取組状況について報告を行った後、黒田会長からは、「県内でも処遇面で頑張っている施設があり、そのような施設のPRを行っていくべき」、庄子会長からは、「将来に向けた種まきとしての介護の魅力発信の重要性」について、雫石会長からは、「人がいないのを理由にせず、できるようにするにはどうしたらよいかという発想の転換が大切」とのコメントを頂きました。

森理事長からは、中間層リーダーの育成術やインカムの導入によるコミュニケーション促進の効果についてお話をいただいた後、「嫌われ仕事だからこそ良い人材が採用できる。職員が本当に輝いて仕事をしているから人材が集まり、お年寄りが幸せを感じる。どこでもそのような施設をつくることできる」とのコメントを頂きました。

最後に座長より、「宮城県全体で、事業所の職場環境の改善に向けた取組の底上げを行っていくことが大切。また、技術の活用はあくまでもコミュニケーションを円滑にするための手段に過ぎず、施設内で職員同士のコミュニケーションが図られていることが前提」とのまとめをいただきました。



▶ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の登録削除要件の見直しについて

介護支援専門員の登録削除における都道府県知事への裁量権の付与

（第8次地方分権一括法による介護保険法第69条の39第3項第3号の改正）

宮城県が国に提案した規制改革案が、内閣府の地方分権有識者会議において、集中的に審議される重点事項となり、平成29年12月に、法改正により措置すべき事項として閣議決定されました。改正法は、平成30年度中に施行される予定です。

改正前

介護支援専門員が必要な更新手続きをせず、介護支援専門員証が失効した状態で業務を行った場合、法の規定により、うっかりミスであっても、**酌量の余地無く「登録削除処分」としなければならず、欠格期間も5年と長期であった。**



改正後

登録削除という重い処分に当たり、**都道府県知事に裁量権が付与**されたことによって、**個別の事情などを踏まえた上で、知事が削除の判断を行うことが可能となった。**



▶ 会議開催報告

平成29年度の各会議の開催状況です。

■総会

平成29年6月13日（火）にTKPガーデンシティ仙台において、開催しました。

第2ステージに向けたアクションプランの見直しについてのスケジュール案について、承認されました。また、宮城県警運転免許課長から平成29年3月に改正された道路交通法による高齢運転者への課題についてプレゼンテーションしていただき、課題解決のために関係機関間の連携によるまちづくり、支え合いが必要であることを確認しました。

■専門委員会

各専門委員会において、第2ステージに向けたアクションプランの見直しについて、各委員から御意見をいただきました。

- ・医療介護・多職種連携・・・平成29年11月20日開催
- ・高齢者健康維持・・・平成29年10月16日開催
- ・コミュニティ・生活支援・・・平成29年10月17日開催
- ・在宅ケア基盤構築・・・平成29年11月21日開催
- ・介護人材確保・・・平成29年4月28日、平成30年2月6日開催

■幹事会

平成30年2月14日（水）に開催し、第2ステージに向けたアクションプランの見直しや来年度の運営方針について、御意見をいただきました。

また、「認知症地域ケア推進専門委員会」を新設することについて、御承認いただきました。

問い合わせ先

ご意見ご感想をお寄せください

事務局：宮城県保健福祉部長寿社会政策課地域包括ケア推進班

電話：022-211-2552 FAX：022-211-2596 E-mail：choujuc3@pref.miyagi.lg.jp